

仕 様 書

第1 委託の概要

1. 事業名

令和7年度うまみだけ販売力強化等事業委託業務

2. 概要及び目的

「大分県産乾しいたけ」は日本一の生産量を誇る本県を代表する農林水産品のひとつであるが、食生活の変化にともない家庭消費量は減少傾向にある。

全国に先陣をきって従来のイメージを改革して新しいイメージによるブランディングに取り組もうと、令和2年2月に新ブランド「うまみだけ」を立ち上げ、県内外での販促イベントやプロモーションを展開してきたところである。

今年度は、大阪・関西万博を契機として県内旅行者等を対象としたPRに取り組むとともに、料理体験等によりさらなる消費拡大を図る。また、うまみだけを主軸として、他の県産食材も含めた大分県全体の食の魅力を伝える取組をあわせて進める。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年3月13日

第2 委託業務内容

1. プロモーションの企画・実施

うまみだけブランドの立ち上げ趣旨を踏まえ、うまみだけの特徴が伝わり、消費の底上げにつながる企画とすること。

(1) プロモーションの内容について

- ①大阪・関西万博の開催等による旅行者の増加を踏まえ、旅行者等への認知度向上を目的に、交通機関や交通ターミナルに隣接するイベントスペース等でのPRを企画提案し、実施すること（例：主要駅や空港、ホーバーターミナル等のデジタルサイネージ等活用、イベント開催、おみやげ物売り場での販促など）。
- ②家庭や飲食店でのうまみだけ利用促進を目的とした体験型イベント「料理コンクール」を企画提案し、開催すること（例：SNSを活用した募集やコンクール内容を活かした食べる機会の創出、大会そのもののメディア露出など）。
- ③新たにうまみだけに追加する新品種（大分県育成成品種9-46）のネーミング公募に係る募集方法を企画提案し、実施すること。なお、最終的なネーミングの決定は、県が設置する外部有識者等による会議をもって決定する予定である。
- ④上記①～③による効果検証の実施及び報告（消費行動の変容等）

※①及び②の実施にあたっては、うまみだけを主軸としながら、他の県産食材の魅力発信等とあわせて大分県全体の食の魅力を伝えるものとなるよう留意すること。なお、①及び②に係るうまみだけ以外の県産食材の魅力発信等に関する経費は、別途「The・おおいた」ブランド流通対策本部が20万円以内の範囲で負担する。

(2) その他提案

本仕様書に定めのない内容であっても、「うまみだけ」の特徴が伝わり、消費の底上げにつながると思われる提案があれば、積極的に提示すること。

(3) 上記(1)～(2)の実施に起因する、期待できる定量的効果・成果を提案書に記載すること(例:商談件数、販売店舗増加数、取扱飲食店舗増加数、WEB視聴件数など)

2. 実施期間等

ア. プロモーションプランの提出締切

令和7年7月上旬

イ. プロモーションの実施

契約締結日から令和8年3月13日まで

3. 効果検証の実施

(1) 内容

実施内容の効果を定量分析し、結果を報告する。なお、調査方法は事前に県と協議する。

(2) 報告時期

令和8年2月27日

4. 運営体制及び進捗管理

- ①業務全体の運営を統括する責任者を配置すること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制を取るとともに、県から派遣要請があった場合には速やかに対応すること。
- ②契約締結後速やかに、県と協議の上具体的な計画を作成するとともに、活動指標及び目標を設定すること。以降、その進捗について適切に管理すること。
- ③各業務の詳細や実施状況等の確認と共有、及び実施状況や成果に応じた実施内容の変更等について定期的(少なくとも月1回程度)に県と協議すること。協議の開催場所は原則、大分県庁舎内もしくはオンライン会議とし、協議内容の整理は受託者が行うこと。

第3 実施予定表の作成

年間予定表の作成(別紙様式1)

契約締結後、速やかに第2の(1)～(3)の委託業務についての年間予定表(別紙様式1)を作成し提出する。なお、内容を変更する場合は、事前に県と協議する。

第4 成果物

1. 業務の実施状況がわかる資料並びに効果検証の結果報告書 1部
2. 当委託業務について作成したデザイン及び画像・動画データ 1部
(CD-ROM または DVD-ROM)

第5 付記事項

提案書等の内容については、県と受託者との協議により修正できるものとする。

第6 その他

契約締結後、この仕様書に記載されていない事項が発生した場合及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、県と受託者で協議し変更内容等について決定するものとする。

なお受託者は、委託業務の成果物に関する一切の著作権（著作権法第27条及び28条の権利を含む。）を大分県に無償で譲渡するものとする。

また大分県は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その使用のため目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し著作権者人格権を主張しないものとする。

